

運輸要覧（観光部編）

令和6年版

目 次

観光部編

I	中国運輸局における観光施策	1
1.	地域の観光資源を活用した観光コンテンツの造成	1
2.	観光振興事業（インバウンド受入環境整備高度化事業）	1
3.	地域における受入環境整備促進事業 （インバウンド安全・安心対策推進事業）	2
	（持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業）	2
4.	サステナブルな観光及びアドベンチャーツーリズム推進に向けた プラットフォームの検討	3
5.	地域・日本の新たなレガシー形成事業	3
6.	地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業	4
7.	観光地・観光産業における人材不足対策	4
II	観光統計・外客来訪促進に向けた取組み・MICE	5
1.	宿泊旅行統計の現状	5
2.	外客来訪促進に向けた取組み	7
3.	MICE	7
III	ホテル・旅館関係	8
1.	登録ホテル及び登録旅館の概要	8
2.	登録ホテル数及び登録旅館数の推移	8
IV	旅行業関係	9

I 中国運輸局における観光施策

1. 地域の観光資源を活用した観光コンテンツの造成

国内外の観光客の地方誘客を促進するため、地方誘客に資する観光コンテンツについて十分なマーケティングデータを活かした磨き上げから適時適切な誘客につながる販路開拓及び情報発信の一貫した支援を実施します。

<令和6年度実施事業>

事業イメージ

観光コンテンツの磨き上げ・商品化



- 観光には活用されていない地域産業等を活かした観光コンテンツの磨き上げ
- 既存のコンテンツ等も含めたパッケージ化・ツアー化 等



販路開拓・情報発信



- 国内実施主体と海外旅行会社とのマッチング・商談会の開催
- 効果的な販路開拓・情報発信に向けたセミナーの開催
- オンラインを活用した情報発信 等

2. 観光振興事業

(インバウンド受入環境整備高度化事業)

訪日外国人旅行者の周遊の促進や消費の拡大、地方誘客を図るため、観光地における個々の観光スポットや広域的な周遊に係る一体的な環境整備の取組等を支援します。

<令和6年度実施事業>

■インバウンド受入環境整備の高度化



【ストレスフリーな旅行環境の整備】

- 多言語化
- 無料公衆無線LAN
- キャッシュレス決済環境
- トイレ洋式化・高機能化
- 手ぶら観光カウンター

【新たなニーズ・新技術の活用】

- ワーケーション環境
- ICTを活用したゴミ箱
- 多様な移動手段

【賑わい環境の創出】

- ナイトタイムエコノミー
- 屋外広場

【ユニバーサル対応】

- 段差の解消
- 子連れ環境の整備
- 近距離移動支援モビリティ

【観光拠点の整備・改良】

- 観光案内所の整備
- EV急速充電器

等

補助率	1/2等
対象地域	訪日外国人旅行者の来訪に向けて、受入環境整備の必要性が認められる地域

3. 地域における受入環境整備促進事業 (インバウンド安全・安心対策推進事業)

観光施設等における非常時等の対応や医療機関の訪日外国人旅行者への対応の強化を図ることで、安全・安心な訪日旅行環境を整備し、滞在時間の増加や消費拡大を図るため、①観光施設等の避難所機能の強化、②観光施設等の多言語対応機能の強化、③医療機関の訪日外国人患者受入機能強化、④災害時等における観光危機管理の強化を支援します。

<令和6年度実施事業> ※事業イメージ



トイレの洋式化



非常用電源装置の整備



デジタルサイネージの整備



キャッシュレス決済環境の整備



専門家による現地調査

(持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業)

オーバーツーリズムの未然防止や自然環境・文化等の地域資源の保全・活用を通じ、地域旅行者の双方がメリットを享受できる持続可能な観光の促進に向けた受入環境の整備を支援するとともに、持続可能な観光推進に係る国際認証等を受けた地域における面的な設備導入や施設改修等を支援します。

<令和6年度実施事業>



マナー啓発に必要な備品、パークアンドライド促進のための駐車場の整備 等

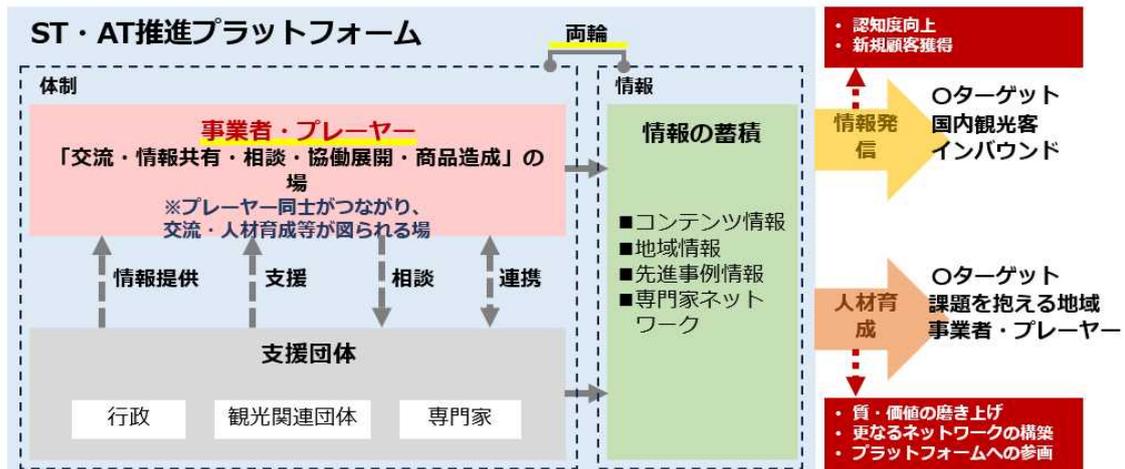


国際認証等を受けた地域における面的な設備導入や施設改修 等

4. サステナブルな観光及びアドベンチャーツーリズム推進に向けたプラットフォームの検討

世界ではサステナブルな観光（以下、ST）やアドベンチャーツーリズム（以下、AT）へのニーズが高まってきており、中国地方においてもインバウンドを受入れる体制を整え、ST や AT を推進していくため、情報発信や体制構築・人材育成の両輪で推進することができるプラットフォームの構築に向けた検討を行います。

イメージ図



中国管内のST・ATの推進、魅力化、認知度向上！

5. 地域・日本の新たなレガシー形成事業

将来にわたって国内外から旅行者を惹きつけ、継続的な来訪や消費額向上につながる、地域・日本のレガシー（遺産）となる新たな観光資源を形成するため、実現可能性調査やプラン作成を行います。

<令和6年度実施事業>

事業内容	実施体制
<p>取組内容： レガシー形成を促進するための実現可能性調査及び調査結果を踏まえたプラン作成、事業化に向けた検討、関係者調整等</p> <p>実施主体： 観光庁・各地方運輸局等（地方公共団体等と連携）</p> <p>推進イメージ：</p> <p>R4・R5年度 実現可能性調査・プラン作成 ※R6年度以降も継続</p> <p>R6・R7年度 良質な案件の実現に向けた合意形成・概略設計等 ※案件の状況に応じ、R8年度以降も継続</p> <p>R8年度頃～ 事業化・整備</p>	
<p>レガシー形成の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域において最も輝いていた時代の建築物や文化を面的に再現し、活用していく取組 2. 地域で脈々と受け継がれてきた自然・景観、食、文化、遺産(日本遺産、重要文化財、伝統技術等)等を、面的に又は線で再現し、活用していく取組 3. 地域における自然・景観、食、文化、人(住民)と、アートなど新しく創出した資源との融合により、地域に人々を惹きつける取組 4. シンボリックで一点豪華主義なものを創出していく取組 	

6. 地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業

観光立国推進基本計画では、訪日外国人旅行者一人当たりの地方部における宿泊数を、令和7年までに2泊とすることを目標としています。その達成に向けて、地方部での滞在時間や宿泊数の増加に資する取り組みをより一層推進していく必要があることから、持続可能なあり方で旅行者の地域周遊・長期滞在を促進するため、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、地域が一体となって行う、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組に対して総合的な支援を行っています。

<令和6年度実施事業>



7. 観光地・観光産業における人材不足対策

コロナ禍を経て観光需要が急速に回復・拡大しているなか、宿泊業においては人手不足が顕著となっています。宿泊業における人手不足の現状を把握したうえで、求職者への宿泊業の魅力PRや宿泊事業者の求人を手助けする取組を通じて、人手不足の解消と観光需要の着実な取込みを目指します。

<令和6年度実施事業>



STU48 と連携した求職者向け宿泊業魅力 PR 動画



宿泊事業者向け求人セミナー

II 観光統計・外客来訪促進に向けた取組み・MICE

1. 宿泊旅行統計の現状

1-1. 県別延べ宿泊者数

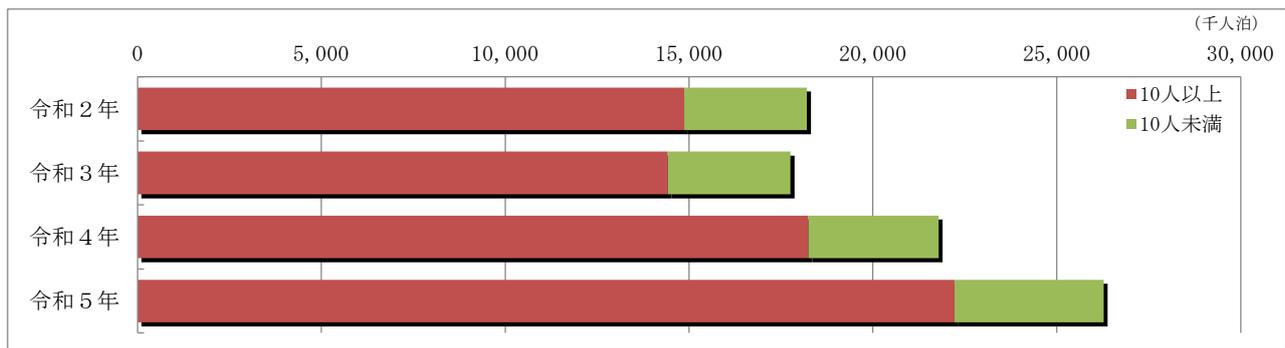
(単位:千人泊)

県別	年 別	令和2年			令和3年			令和4年			令和5年		
		10人未満	10人以上	合計	10人未満	10人以上	合計	10人未満	10人以上	合計	10人未満	10人以上	合計
鳥取県	延べ宿泊者数	454	1,667	2,120	781	1,505	2,286	182	1,700	1,882	351	1,878	2,229
	うち外国人	9	25	34	6	5	11	4	8	12	14	58	71
島根県	延べ宿泊者数	462	1,989	2,451	392	2,231	2,624	477	2,396	2,873	443	2,864	3,307
	うち外国人	2	11	13	3	9	11	3	8	11	6	47	53
岡山県	延べ宿泊者数	629	3,146	3,775	580	3,125	3,705	552	4,024	4,576	916	4,635	5,551
	うち外国人	13	61	74	5	17	22	20	39	59	46	285	332
広島県	延べ宿泊者数	1,183	5,563	6,746	856	4,983	5,839	1,479	7,052	8,530	1,954	9,615	11,570
	うち外国人	38	131	169	7	36	43	41	102	143	499	945	1,444
山口県	延べ宿泊者数	613	2,500	3,113	728	2,574	3,302	856	3,069	3,924	397	3,222	3,619
	うち外国人	11	21	32	4	15	20	25	24	49	6	86	91
中国地方	延べ宿泊者数	3,340	14,865	18,205	3,337	14,418	17,756	3,545	18,240	21,785	4,061	22,215	26,276
	うち外国人	73	249	322	26	82	107	92	182	274	571	1,420	1,992
全国	延べ宿泊者数	65,025	266,629	331,654	58,897	258,877	317,774	73,288	377,171	450,458	117,571	499,904	617,475
	うち外国人	4,452	15,893	20,345	879	3,438	4,317	2,895	13,608	16,503	22,724	95,028	117,751

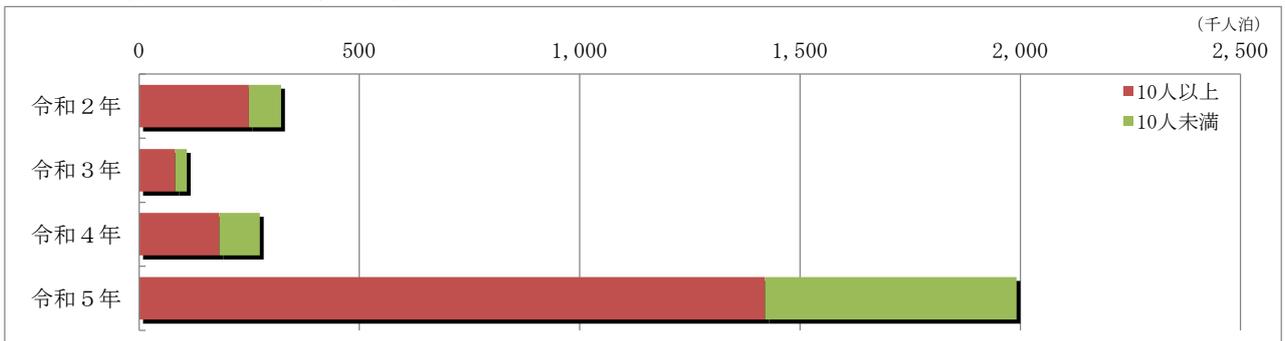
※観光庁「宿泊旅行統計調査」よりとりまとめた。

※四捨五入により、内訳と合計が一致しない場合がある。

○ 延べ宿泊者数 (中国地方)



○ うち外国人延べ宿泊者数 (中国地方)



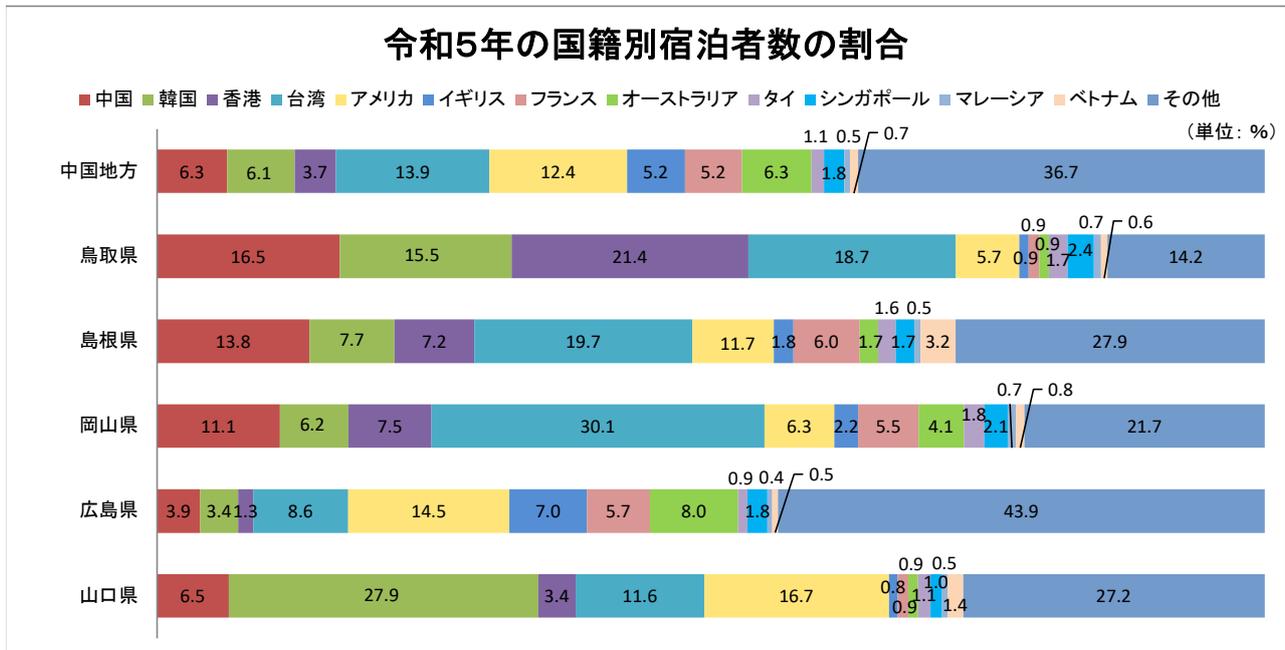
1-2. 県別外国人延べ宿泊者数

令和5年の国籍別外国人延べ宿泊者数

(単位:人泊)

	外国人延べ 宿泊者数	中国	韓国	香港	台湾	アメリカ	イギリス	フランス	オーストラリア	タイ	シンガポール	マレーシア	ベトナム	その他
中国地方	1,420,370 (1,991,730)	89,970	86,620	52,660	196,930	176,440	74,250	73,430	88,900	16,090	26,140	6,890	10,390	521,660
鳥取県	57,500 (71,150)	9,490	8,920	12,280	10,770	3,300	490	540	510	960	1,370	380	330	8,160
島根県	46,930 (53,100)	6,460	3,600	3,380	9,250	3,440	830	2,810	780	750	790	250	1,490	13,100
岡山県	285,440 (331,710)	31,660	17,690	21,380	85,810	18,020	6,150	15,600	11,610	5,230	6,080	2,130	2,190	61,890
広島県	944,830 (1,444,310)	36,820	32,470	12,730	81,160	137,400	66,100	53,680	75,250	8,160	17,030	3,720	5,160	415,150
山口県	85,670 (91,460)	5,540	23,940	2,900	9,940	14,280	690	810	750	980	880	420	1,230	23,310

※外国人延べ宿泊者数には国籍不詳を含む。
 ※観光庁「宿泊旅行統計調査」によりとりまとめた。数値は国籍別の分類が可能な従業員数10人以上の宿泊施設の調査データによるもの。
 括弧書きで従業員数10人未満の宿泊施設を含む調査データを付記。



2. 外客来訪促進に向けた取組み

観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充及び強化を図るため、「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（国際観光振興法）」が定められています。

この法律に基づき、地方運輸局、都道府県、観光地域づくり法人（DMO）等が参加する広域的な協議会は、複数の都道府県の区域を単位とする地域ごとに、「外国人観光旅客の来訪の促進に関する計画（外客来訪促進計画）」を策定することができます。

また、当法では公共交通事業者等に対して、観光庁長官が定める基準に従い、旅客施設や車両等について外国語等による情報提供、公衆無線 LAN 等のインターネット環境の整備、座便式水洗便所の設置等、外国人観光旅客の利用に係る利便を増進するために必要な措置（外国人観光旅客利便増進措置）を講ずるよう規定しており、地方部への誘客拡大や受入環境整備の促進等を進め、国際観光の一層の振興を図ることとしています。

3. MICE

MICE とは、企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称です。MICE は、企業・産業活動や研究・学会活動等と関連している場合が多いため、一般的な観光とは性格を異にする部分が多いものです。このため、観光振興という文脈でのみ捉えるのではなく、MICE について、「人が集まる」という直接的な効果はもちろん、人の集積や交流から派生する付加価値や大局的な意義についての認識を高める必要があります。

具体的には、①地域への経済効果、②ビジネス・イノベーションの機会の創造、③国・都市の競争力向上、④交流人口の平準化（観光【休日型】、MICE【平日型】）、⑤幅広いステークホルダーに向けたレガシー効果、の主要な5つの効果が考えられます。

○グローバル MICE 都市事業

観光庁は、国際的な MICE 誘致競争が激化する中、競争を牽引することができる実力ある都市を育成するため「グローバル MICE 都市」と呼称される12都市を選定しており、中国地方では広島市が選ばれています。この12都市が世界トップレベルの MICE 都市に発展し、我が国 MICE の国際競争力を向上させるために支援を行っております。

○コンベンションビューロー支援事業

支援対象をグローバル MICE 都市以外の地方都市にも広げ、各都市のコンベンションビューローの機能強化及びわが国の MICE 誘致・開催件数の底上げを目的に、国内有識者による伴走型のトレーニング及びコンサルティングを実施しています。中国地方では令和5年度に広島市が支援を受けています。

○国際会議観光都市

国際コンベンションを通して、地域の活性化を図ることを目的とした「国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（コンベンション法）」に基づき、施設などのハード面と運営などのソフト面が整っている市町村を、国際会議観光都市として国が認定しています。今年度新たに福山市が認定され、中国地方では下記の5市が認定されています。

都市名	実施体制	施設の概要	備考
広島市	(公財)広島観光コンベンションビューロー	広島国際会議場 等	H6.10.20 認定
松江市	(一財)くびきメッセ	島根県立産業交流会館 等	H6.10.20 認定
岡山市	(公社)おかやま観光コンベンション協会	コンパックス岡山 等	H6.10.20 認定
下関市	(一社)下関観光コンベンション協会	山口県国際総合センター 等	H8.4.10 認定
福山市	(公社)福山観光コンベンション協会	福山市総合体育館 等	R6.9.30 認定

Ⅲ ホテル・旅館関係

「国際観光ホテル整備法」に基づき、設備等のハード及び外国人に対する接遇等のソフトが、一定基準にあるものを国が登録するものである。

登録されたホテル・旅館は、特に外国人に推薦できる質の高いものであり、国際観光の振興に寄与できるものである。

1. 登録ホテル及び登録旅館の概要

令和6年3月31日現在

区分 県別	登 録 ホ テ ル				登 録 旅 館			
	施設数	客室総数	収容人員(人)	基準客室数	施設数	客室総数	収容人員(人)	基準客室数
広島県	20	3,457	6,066	3,218	15	624	1,802	513
鳥取県	1	135	242	135	24	1,093	4,589	901
島根県	6	641	1,007	616	22	1,118	3,872	914
岡山県	10	1,369	2,500	1,300	11	543	1,836	406
山口県	10	1,119	1,692	955	18	1,120	3,570	749
管内計	47	6,721	11,507	6,224	90	4,498	15,669	3,483

2. 登録ホテル数及び登録旅館数の推移

各年度末現在

区 分		年 度	R1	R2	R3	R4	R5
登 録 ホ テ ル	広島県	24	23	23	21	20	
	鳥取県	1	1	1	1	1	
	島根県	6	6	5	6	6	
	岡山県	10	10	10	10	10	
	山口県	11	11	10	10	10	
	計	52	51	49	48	47	
登 録 旅 館	広島県	15	15	15	15	15	
	鳥取県	24	24	24	24	24	
	島根県	22	22	22	22	22	
	岡山県	11	11	11	11	11	
	山口県	20	19	19	18	18	
	計	92	91	91	90	90	
管 内 計		144	142	140	138	137	

IV 旅行業関係

旅行業者数

令和6年4月1日現在

種別 県別	第1種旅行業者	各県登録事業者				
		第2種旅行業者	第3種旅行業者	地域限定旅行業者	旅行業者代理業者	旅行サービス手配業
鳥取県	2	15	12	11	3	10
島根県	1	19	23	9	3	6
岡山県	5	47	57	11	9	22
広島県	7	61	83	18	8	28
山口県	2	19	13	6	2	5
管内計	17	161	188	55	25	71

注) 平成12年4月1日から、第2種旅行業・第3種旅行業及び旅行業者代理業に係る登録等の事務については都道府県知事の自治事務となった。

注) 平成25年4月1日から、地域限定旅行業が新設された。

注) 平成30年1月4日から、旅行サービス手配業が新設された。

〔種別〕

第1種旅行業：海外、国内についての企画旅行

- ・募集型・・・旅行者のためにあらかじめ旅行の計画を作成する。
- ・受注型・・・旅行者からの依頼により旅行の計画を作成する。
を実施することができる。手配旅行、他の旅行業者の企画旅行も取り扱うことができる。

第2種旅行業：国内のみ企画旅行を実施することができる。手配旅行、他の旅行業者の企画旅行も取り扱うことができる。

第3種旅行業：手配旅行、他の旅行業者の企画旅行を取り扱うことができる。一定の条件下において国内のみ企画旅行を実施することができる。

地域限定旅行業：他の旅行業者の企画旅行を取り扱うことができる。一定の条件下において手配旅行、企画旅行を取り扱うことができる。

旅行業者代理業：旅行業者を代理（1社に限る）して旅行業務を取り扱うことができる。

旅行サービス手配業：旅行業者（外国旅行業者を含む）の依頼を受けて、旅行者に対する運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理契約・媒介・取次を行うことができる。